

令和 5 年

第 3 回東栄町議会定例会 会議録

(第 3 日)

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 (木)

令和5年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年12月14日（木） 開議 午前10時00分
散会 午後 2時13分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務課長	藤田 智也
住民課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸

令和5年第4回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

日程第 1 委員長報告

日程第 2 議案第59号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 3 議案第61号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 4 議案第62号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 5 議案第63号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第64号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第65号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第66号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第67号 東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

日程第10 議案第68号 東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第69号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第12 議案第70号 三輪簡易水道中継槽移設工事請負契約について

日程第13 議案第71号 現年災害復旧工事 5年災第833号（道路災）請負契約について

日程第14 議案第72号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第9号）について

日程第15 議案第73号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第16 議案第74号 令和5年度東栄診療所特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第75号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第 18 議案第 76 号 令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 19 議案第 77 号 令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 請願第 1 号 東栄診療所の安全対策およびバイアフリー化を求める請願について
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しています。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

初めに、本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告いたします。議会運営委員長。

5 番（伊藤真千子君）

おはようございます。本日の議会本会議の議会運営について、12 月 12 日議会運営委員会を開催しましたので報告させていただきます。議事日程にあります日程第 1 委員長報告は、委員長より常任委員会の報告をします。議案審議につきましては配付してあります議案審議一覧表のとおりであります。日程第 2 議案第 59 号から日程第 5 議案第 63 号までの 4 議案は、単独で上程し討論、採決でお願いします。日程第 6 議案第 64 号から日程第 8 議案第 66 号までの 3 議案は一括上程し議案ごとに質疑、討論、採決とします。日程第 9 議案第 67 号から日程第 11 議案第 69 号までの 3 議案は、単独で上程し質疑、討論、採決とします。日程第 12 議案第 70 号、日程第 13 議案第 71 号の 2 議案は、一括上程し議案ごとに質疑、討論、採決とします。日程第 14 議案第 72 号から日程第 19 議案第 77 号の 6 議案は、一括上程し議案ごとに質疑、討論、採決です。日程第 20 請願第 1 号は、討論、採決でお願いします。日程第 21 は議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出となります。本日も議会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま、議会運営委員長から報告がありました議事日程で進めますので、よろしくお願いいたします。これより議事に入ります。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1「委員長報告」を行います。委員会に付託送付しました議案並びに請願陳情の審査が12月12日の常任委員会において行われました。審査結果につきまして、委員長の報告を求めます。

常任委員長。

1 番（岡田浩二君）

失礼いたします。東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。12月12日、火曜日、午前10時から常任委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長始め担当課長、課長補佐、係長の出席をいただき、慎重審査をいたしました。本委員会には、議案第59号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」、議案第61号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第8号について」、議案第62号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第3号について」、議案第63号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について」、陳情第1号「現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情」、請願第1号「東栄診療所の安全対策およびバリアフリー化を求める請願」。以上、議案4件と陳情1件、請願1件が付託されました。委員会審査の結果、議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第63号の4案件については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をされました。陳情第1号は、趣旨採択と採択の意見が出されましたが、採決の結果、趣旨採択となりました。請願第1号は、趣旨採択、採択、一部採択と、それぞれの意見が出ましたが、採決の結果、趣旨採択となりました。以上が審査結果であります。なお本委員会は、議長全員で構成され、全員が出席していますので、質疑、討論等の詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

委員長にお尋ねいたします。ただいま東栄診療所のバリアフリー化を求める請願についての採決の結果、趣旨採択となったとの御報告がございました。その点で伺いたいと思い

ます。東栄町議会会議規則第 90 条は、請願の審査報告としてこのように定めております。委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。(1)採択すべきもの(2)不採択とすべきものであります。委員長の御報告のあった趣旨採択は、この(1)及び(2)のいずれにも該当しないと私は考えます。委員は、委員会の中で採択すべきとの意見を私は述べましたけれども、採択すべきか否かとする採決は、実際には行われておりません。趣旨採択という法律上どこにも定めがない町議会が独自に行う採決の方法が請願の本来の意味、本来の果たすべき責任である採択すべきもの、あるいは不採択とすべきものといった意思表示の機会を奪う形で採決が行われたという点、私は大変問題だと思います。委員長今回の趣旨採択との御報告でありますけれども、それは第 90 条の(1)(2)いずれに該当するのか、お答えください。

議長（加藤彰男君）

委員長。

1 番（岡田浩二君）

ただいま質問のありましたことについて、先般の採択については、議会運営委員会でも私、報告はさせていただいておりますけど、ただいま 90 条の件のお話をされておりますけど、私今回この請願の全体像の中で少しお話をさせていただきますが、この請願は三輪在住の高山さんが代表となって、その他 11 名の方から請願が出されております。請願の趣旨が東栄診療所をより一層、町民などに愛される診療所にするためということが書かれておりました。その内容が、請願が町民の意思であることから、その意思を議会として少しでも取り入れようと考えて、私の方でも一応慎重に審議することを決めております。その中で、右か左かの採択だけでないと、かなり早く委員の皆さんから御意見をいただいております。その中で、ただいま申し上げたとおり町民の方からの御意見ということが非常に強かったものですから、当日の委員会で討論した中において、まず願意は妥当であるという御意見が出たということと、実効性の面で確信が持てないという中で趣旨採択をすべきという御意見が出たということとであります。まだ他に一部採択という道もあるという発言もございましたけど、そこで一つ意思決定をする手続に入ったいうところであります。その結果として、趣旨採択すべきものということになったいうことであります。ただ単純に右か左かで考えるだけでなく、皆さんが町民の考えなんだということもあって、しっかりと考える必要があるかということで、慎重審議の結果、趣旨採択を決定したということとあります。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

岡田委員長から御説明をいただいたんですけれども、私のお尋ねは、私たちの会議規則の90条が定めておる請願についての審査の結果、次の区分により議長に報告しなければならない。つまり採択すべきもの、あるいは不採択とすべきもの、どちらかを報告しなければならないというもので、趣旨採択はこのいずれでもないとは私は考えます。この規則に反しているのではないかということです。そして趣旨採択という決定は、この1か2、どちらにもあたらないと考えますが、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

委員長。

1 番（岡田浩二君）

認識を言えば、私は、これはどちらでもないということにもあたるかもしれませんが、この方法が最善であるというふうに考えて趣旨採択を選択したものであります。以上であります。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

どちらでもないということをお認めいただきました。つまり委員会は、規則の定めに従っておらず、義務を果たしていないということになります。議長、本日の本会議に同じく議案として上程されておりますけれども、その採決にあたっては趣旨採択という任意の全く何の拘束力もない方法によるものではなく、賛否について、採択か不採択かということをもまず求めていただきたいと思います。私や佐々木委員は、討論はいたしましたけれども、採決その態度については、採決を諮っていただいていないわけであります。趣旨採択を優先する余り町民の皆さんのまさに願意である請願は、採択してほしいというものであります。それについて、ほとんど議長預かりというようなものに近い全くの任意の趣旨採択ということで、お茶を濁すのではなく、議員各位がそれぞれ誠実に町民の皆さんの意思に向き合っていただきたいと思いますので、議長、議会運営に当たって御留意いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

いま委員長報告に対する質疑ですから委員長ということですか。委員長報告に対する質疑ですから委員長に対してですか、それは。確認しないと。委員長に対しての質疑ですよ。だから委員長質疑がないってことですね。3回の発言ですから、これで終了しますけど常任委員長ありますか。

1 番（岡田浩二君）

関連になるかもしれませんが、常任委員会での採択について、とにかく町民のことを考えるんだという皆さんの御意思を尊重したということが非常に大きいのではないかなということは私は感じております。その中で、いま採択か不採択かという中において、最初、紹介議員でもありました西谷さんが、最初に自分の趣旨を語る述べて、皆さんと討論した結果、趣旨採択を選択されということでもあります。だから紹介をしておる議員であるんだけど趣旨も説明して結果として、その議員さんは趣旨採択を選択されたそういう場面もありますので、ぜひその辺もお酌みいただきたいなというふうに思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、委員会報告を終了いたします。

----- 議案第 59 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 2、議案第 59 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 59 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 61 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 3、議案第 61 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 8 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 61 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 6 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 4、議案第 62 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について」を議題といたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 62 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 6 3 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 5、議案第 63 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 63 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 6 4 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 64 号「東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第 7、議案第 65 号「東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第 8、議案第 66 号「東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」の 3 案件を一括として議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 64 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について。28 分の 28 ページをお願いいたします。提案理由は、令和 5 年人事院勧告に準拠した措置を講ずる等のため必要があるから、議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。今回の改正につきましては、令和 6 年 1 月 1 日施行で令和 5 年 4 月 1 日適用の第 1 条の改正と令和 6 年 4 月 1 日から施行する第 2 条の改正と二条立てで改正をいたします。まず、第 1 条の改正内容につきましては、第 11 条の初任給調整手当、第 20 条の期末手当、第 21 条の勤勉手当及び別表第 1、別表第 2 に関する改正であります。それでは新旧対照表の第 1 条関係をお願いいたします。37 分の 1 ページをお願いいたします。第 11 条の初任給調整手当は、支給月額を 36 万 8,800 円から 36 万 9,500 円に引上げをします。第 20 条の期末手当は、第 2 項で 6 月支給分の支給率 100 分の 120、12 月支給分の支給率を 100 分の 125 とし年間の支給率を 100 分の 245 とすることで、年間支給率を 100 分の 5、0.05 月引上げをします。第 3 項は、定年前、再任用短時間勤務職員の支給率を 6 月支給分が 100 分の 67.5、12 月支給分を 100 分の 70 とし、年間支給率を 100 分の 2.5、0.025 月分引上げをします。37 分の 2 ページをお願いいたします。第 21 条の勤勉手当は、第 2 項第 1 号で定年前、再任用短時間勤務職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を 6 月に支給する場合には、100 分の 100、12 月に支給する場合は 100 分の 105 とし、年間支給率を 0.05 月分引上げを行う改正となります。第 2 号では、定年前、再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を 6 月に支給する場合は 100 分の 47.5、12 月に支給する場合は 100 分の 50 とし、年間の支給率を 100 分の 97.5 とし、100 分の 2.5、0.025 月分引上げを行う改正となります。37 分の 3 ページから 37 分の 37 ページまでは、行政職給料表の 1 を始めとする 5 つの給料表の改正となります。全て引上げの改定となりまして行政職給料表 1 は 1 級が 5.2%、2 級が 2.8%、3 級 1.0%、4 級 0.4%、5 級 6 級 7 級は 0.3%の改定率となります。新旧対照表の最後の 1 枚、第 2 条関係をお願いいたします。第 2 条の改正は、第 20 条期末手当に関する改正で、第 2 項では第 1 条で改正した 6 月に支給する場合の支給率 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125 を 100 分の 122.5 とする改正になります。これによりまして令和 6 年度の支給率は 6 月、12 月ともに 100 分の 122.5、1.225 月となります。第 3 項の改定は、定年前、再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を 6 月に支給する場合の支給率 100 分の 67.5、12 月に支給する場合には 100 分の 70 を 100 分の 68.75 とする改正になります。これによりまして令和 6 年度の支給率は 6 月、12 月ともに 100 分の 68.75、0.6875 月となります。21 条の勤勉手当に関する改正で期末手当同様、第 1 条の改正で、第 2 項第 1 号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、2 分の 2 ページをお願いします。勤勉手当の支給率 6 月に支給する場合は 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105 を 100 分の 102.5 とする改正となります。この改正によりまして、令和 6 年度の支給月数は 6 月、12 月ともに 100 分の 102.5、1.25 月となります。第 2 号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤務手当の支給月数 6 月に支給する場合は 100 分の 47.5、12 月に支給する場合

は100分の50を100分の48.75とする改正になります。これによりまして、令和6年度の支給月数は6月、12月ともに100分の48.75、0.4875月となります。議案に戻っていただいて28分の27ページをお願いします。附則、第1項(施行期日等)この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。第2項第1条の規定による改正後の東栄町職員の給与に関する条例、次項において改正後の給与条例という。の規定は、令和5年4月1日から適用する。4月に遡って適用することにより差額を支給することとなります。第3項(給与の内払)改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東栄町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。28号の28ページをお願いします。第4項(規則への委任)前項に定めるもののほか、この条例の施行の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

続いて、議案第65号 東栄町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。2分の2ページをお願いいたします。提案理由は、令和5年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるから、議会の議決を求めるため条例の改正を提出するものです。今回の改正は、令和6年1月1日施行で令和5年12月1日適用の第1条の改正と令和6年4月1日から施行する第2条の改正と二条立てて改正をいたします。改正内容について説明いたします。第4条の期末手当に関する改正であり、年間の支給率を100分の330から100分の340として、3.3月から3.4月とし0.1月分引上げを行う改正となります。新旧対照表の第1条関係を御覧ください。第2項第4条第2項期末手当の支給月数の読み替え規定に、100分の125とあるのは、100分の175とし、を加えることにより、年間の支給率を100分の330から100分の340として、100分の10、0.1月分引上げを行う改正となります。1枚めくっていただいて新旧対照表第2条関係です。第2項の期末手当の支給率の読み替え規定を100分の120とあるのは、100分の165とし、を削り、100分の175から100分の170といたします。これによりまして令和6年度の支給月数は6月、12月ともに100分の170となり、年間の支給率は100分の343.4月分となります。議案に戻っていただいて、附則、第1項(施行期日等)この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。第2項第1条の規定による改正後の東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、括弧以下、改正後の条例という。の規定は、令和5年12月1日から施行する。これによりまして差額が支給されることとなります。第3項(期末手当の内払)改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

続きまして、議案第66号 東栄町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。提案理由は、令和5年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるから、議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。今回の改正は、公布の日から施行で令和5年12月1日適用の第1条の改正と令和6年4月1日から施行する第2条の改正と二条立てて改正をいたします。改正内容について説明します。こち

らは第6条の期末手当に関する改正であり、年間の支給率を100分の330から100分の340として3.3月から3.4月とし、0.1月分引上げを行う改正であります。新旧対照表、第1条関係を御覧ください。第6条第2項期末手当の支給月数の読み替え規定に100分の125とあるのは、100分の175とし、を加えることにより、年間の支給率を100分の330から100分の340として、100分の10、0.1月分引上げを行う改正となります。1枚はねていただいて、新旧対照表、第2条関係です。同じく第2項期末手当の支給率の読み替え規定を100分の120とあるのは、100分の165とし、を削り、100分の175から100分の170とします。これによりまして、令和6年度の支給月数は6月、12月ともに100分の170となり、年間の支給率は100分の340、3.4月分となります。議案に戻っていただいて、附則、第1項(施行期日等)この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項 第1条の規定による改正後の東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第64号の質疑に入ります。質疑はございませんか。
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。人事院勧告に準拠した措置を講じるために改正するとの御説明がありました。まず3点お尋ねしたいと思います。今年4月に大学を卒業し、新規に採用された職員さんがいた場合に、一般職の職員とした場合に、その方への影響額がいくらになるか伺いたいと思います。給料月額、期末手当、勤勉手当、年間給与額がそれぞれいくら増えるかということ例としてお示しいただきたいと思います。2点目は、東栄町の給与、定員管理等についてというものを町がホームページで毎年公表しておりますが拝見しますと、国家公務員と町の職員と給与を比較した数値であるラスパイレス指数は、令和4年度に90.5%、前年度から微増となっております。この改正によって国と東栄町との格差は縮まるか、また今後格差は縮まる見込みがあるか伺います。3点目は、神奈川県の大磯町の例を御紹介します。大磯町では、人材流出を防止するために人事院勧告に町独自に上乘せを行って、職員の待遇改善を図っております。東栄町でも独自に賃上げをしたという条例になっているか、または独自に賃上げする考えはないか、以上3点伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず一つ目の御質問ですが、大卒1年目の一般行政職への影響額ということで、標準的な例を挙げますと、前歴がない職員と仮定いたしまして、大卒1年目の給料月額が1万1千円引上げられ、影響額は給料年額で13万1,100円、期末手当は2万6,970円。勤勉手当は2万4,110円。こちらが増額となります。2番目の御質問ですが、今回の改定は、国家公務員に準拠した改定をしておりますので、改正内容は同様の改正であるためこの改正だけでは縮まることはないと考えております。三つ目の質問ですが、いま2番目の質問でお答えしたとおり、国家公務員に準拠を基本と考えているため町独自の賃上げ等は考えておりません。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

御答弁いただきました。独自の賃上げは考えていないということでありましたけれども、いま現状が90.5%、1割近く低い給料になっているということで、ぜひ改善に向けて今後も検討は重ねていただきたいというふうに思います。もう1点お尋ねしたいのは、今回の条例改正について、総務省が今年10月の20日付けで通達を出しているこのことをまず紹介したいと思います。給与条例の改正は、議会で十分審議の上、行うことと明記しております。他の自治体の例を見ますと人事院勧告に対応する条例案、また補正予算案は、もっとうんと早くに出されているということが分かりました。例えば設楽町では、11月の28日に議員に配られております。豊根村では12月4日、新城市11月30日、豊川市11月24日、蒲郡市11月22日でありました。設楽町議会事務局によりますと一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に施行されるのを待って、議員に配付されたというものであります。どの自治体でも議会に対して議案が配付されてから採決するまでに、最も短い豊根村でも10日以上のお猶予があったわけでありまして、またその多くが、委員会に付託され十分に審議をされるということになります。しかし一方で、東栄町では今回の人勧に対応する条例改正、また補正予算案が議員のもとに届けられたのは、おとといの12月12日でありました。そして12月12日の午後に議案が配付されて、2日足らずが経過した本日この場で質疑、討論、採決を行うというものです。この点について最終日をお願いしたいと副町長は議会運営委員会で述べております。なぜ東栄町だけがこんなに同じ議案について出すのが遅いのか、他の市町村に比べてどうしてこんなに遅いのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

基本的な議案内容について質疑ということですが、議案内容について述べてください。

(浅尾もと子君「ご答弁いただけないのですか。」の声あり)

議長(加藤彰男君)

議案内容の答弁についてです。

(浅尾もと子君「議長は認めてないということですね。」の声あり)

議長(加藤彰男君)

認めていません。議案内容についてお願いします。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

議会の議案についての取扱い、また提案の方法について質疑ができないということは、議長のオリジナルのルールだと考えます。私は当然に認められるべき質疑だと思います。なぜこんなに遅いのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

議長(加藤彰男君)

だから議案内容の質問内容として述べてほしいと言っているわけです。だから議案内容に関連してということで、ここについてという議案内容に触れながらその質問をするならわかるわけですね。もう一度、議案内容について触れながら質問してください。

3 番(浅尾もと子君)

議案内容に触れてくださいということでありました。ですので、本改正はこの趣旨の書かれておるとおり、人事院勧告に準拠するためとして出されております。人事院勧告に準拠することは、他の自治体ではもっと速やかに行われておるのでありますが、東栄町議会でだけなぜこんなに遅いのかというお尋ねでございます。

議長(加藤彰男君)

提案理由ということでいいですね。提案趣旨ということで。いいですか、執行部の方は。提案趣旨ということでその説明を求めたいということです。

町長。

町長(村上孝治君)

提案理由にありますように今回5年の人事院勧告に準じた措置を講ずるというものであり、先ほど浅尾議員が言ったように町独自の賃上げといいますか、その状況はありませんので、議運のときをお願いをしたとおりです。以上です。

浅尾もと子君「答弁になっておりません。」の声あり

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お尋ねは、なぜ遅いのかであります。町長のただいまの答弁は全く私の質問に答えておりません。独自の賃上げはないとおっしゃるのであれば、他の市町村並みに早く出すことができたと考えます。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

町長。

町長（村上孝治君）

十分議運の中でお願いをして、本日という状況になったと思っておりますので、理解をお願いします。

議長（加藤彰男君）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 64 号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤彰男君）

次に議案第 65 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

東栄町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてお尋ねいたします。3 役のボーナスを上げるものでございますけれども、役職ごとの影響額を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回の改定による影響額ですけれども町長が8万7,725円、副町長が7万5,110円、教育長は6万6,120円。これが影響額となっております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

御答弁いただきました。3役それぞれのボーナスが上がるというものであります。もう1点お尋ねしたいのは、それがふさわしいかどうかということについてでございます。人事院勧告に基づく特別職の国家公務員についても冬のボーナスが増額されました。しかし首相や政務三役は、給与法改正による支給額の増額分を自主返納すると報じられています。物価高のもと厳しい国民世論に配慮した形だというものと理解します。そこで町長に伺いたいと思います。町長は自らのボーナスを増額することがふさわしいと認識しているか伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

先ほど申し上げましたように5年度の人事院勧告に準じた措置ということでありますので、このように上程をさせていただいたという状況です。

議長（加藤彰男君）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。今回の人事院勧告に伴う給与の増額について、岸田首相はこの国会でボーナスを3割自主返納するとしました。閣僚の一部も自主返納したと報じられております。度重なる副大臣らの不祥事、自民党の派閥の裏金づくりなどへの国民の批判を考慮したものと私は感じております。私はこの点当然だと思います。しかし一方で、国政と同じことが村上町政もいって言えるのではないかと

考える次第です。村上町政は今回の4月に4期目となりましたけれども、まず第1に町長が掲げた公約や計画がほとんど実現していないこと。それに対する町民の目は非常に厳しいものと考えております。また、実現する努力もほとんど見られないことです。東栄町では、医療だけでなく、介護までも崩壊する危機に至っております。診療所の副所長から支援の不十分さを指摘されている始末であります。第2に、町民の暮らし、文化、環境を守るという点でも、例えば撤去が予定されている林業センターの代替施設を設けることをせず、国道の県の工事に関わっては、ヒ素を含む要対策土に関する情報提供の不足、また対策についても不十分と言わざるを得ません。この12月議会では、町の簡易水道の深刻な漏水の状況、有収率がわずか3割という事実が明らかになりましたが、生活基盤を揺るがしかねない問題を議会にも町民にも知らせてこなかったことは大変重大です。また第3に、村上町政の政策的な問題もあります。今議会では、国の重点支援地方交付金を財源とした1万円の商品券を課税世帯にのみ配布するという町の独自の政策を行っておりますが、非課税世帯については、国からの財源について町が全く支援を行わないということになりまして、3役の賃上げということは、町民の理解は得られないのではないかと考えます。本来であれば、非課税世帯に対しても実施するべきものであると私は考えております。また最も大きな要因は、12億円を投じた複合施設診療所について、障害を抱えた当事者の声を反映したものになっておらず、段差、照明、案内の不備など他の自治体病院、診療所と異なり、大変使い勝手の悪い施設となってしまいました。その他医療従事者の退職、職員の退職も続いており、村上町政に対して町民の皆さん、不安や不信、不満の声を私に訴えております。以上このようなことを考えるとき、町長のボーナスの増額は、町民の皆さんの理解と納得を得られないと考えますので、反対いたします。

議長（加藤彰男君）

他に討論はございませんか。

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

私、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。ただいまの今回期末手当の支給割合の改正幅は、特段大きいものとは私には感じておりません。国会議員の報酬を減らすということであれば分かるんですけど、東栄町のようなこの小さな自治体において、経済を活性化させるためには、特別職の例えば期末手当をさらに上げていただいて、町全体の活性化のために引っ張っていただける儉約となつていただけるのではないかなというふうに考えております。大企業もあるわけでもございません。中小企業ばかりでございますが、そういった中で役場の皆さん、特別職など、この方たちが多少なりとも景気をよくするなり、経済を活性化させることが必要ときだと私は考えております。期末手当の支給割合の上げ幅という先ほどちょっと御説明ありましたが、さほど大きな支給割合ではないと思いますし、人事院勧告にそつた形での改正ということでもありますので、妥当と考えております。基本姿勢として、地域経済を活性化させる、またやっと上向いてきたこの消費を維持

していくために、そして町全体を引っ張っていくことを大前提に今回の一部改正については賛成といたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

討論がありましたので、起立により採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席願います。起立5名。起立多数です。

議案第65号は、原案のとおり可決されました。

一括上程ですので66号の質疑まで続けますので、よろしくお願いいたします。

次に議案第66号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてお尋ねいたします。私たち議会の議員のボーナスを引き上げるという内容ですけれども、役職ごとの影響額を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回の改定の影響額ですが、まず議長は4万600円、副議長2万9千円、委員長2万7,550円、議員2万6,100円。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

はい、村本議員。

7番（村本敏美君）

議案第66号について反対の立場で討論をさせていただきます。第65条で町長と特別職3役の期末手当の増額には私としては賛成をいたしました。特別職の皆さんの仕事の激務、それから身体的また精神的にも激務な仕事だというふうに思っておりますので、これは賛成しました。しかし、66号については反対ということで討論をさせていただきます。何が

違うかという、私たちも3役もそうですけれども、特別職の地方公務員という立場でございます。それは3役の方は常勤であり、私たちは非常勤であります。町長と私たち議員は選挙によって選ばれて、この場に出てきておるわけであります。それぞれ皆さん街頭とか個人演説会等とかで、自分の政策なり考えを町民の皆さんに訴えて、この場に至っているということでございます。その中で、私は今回初めて個人演説会等も開かせていただき、自分の考えを述べさせていただきました。その中で、私は議員の報酬をこれ以上上げるべきではない。また、むしろ下げるべきじゃないかというような意見を皆さんにお伝えをし、当選をさせていただきました。当選させていただいてから、雑談の中で議員の皆さんと話しているうちに、この報酬を下げるというのは、なかなかなじまないなあというような感想を持っております。しかし、自分の考えを皆さんに主張したわけでありますので、ここはちょっと自分としては曲げることはできない。令和元年の12月定例会で、当時の4番議員の方が同じ議案に対して反対討論をされております。そのときと比べても、物価等上がり、国民年金等で暮らしている皆さんは大変困窮されているというようなことは、当時より、よりひどくなっているんじゃないのか。その中で私たち議員が、たとえボーナスであれ増額されていいものではないかなと、いいものではないというふうに自分自身考えており、この法案に私は議員の皆さんには申し訳ないんですけども、反対ということで表明をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

佐々木委員。

2番（佐々木一也君）

2番、佐々木和也です。私はこの議案第66号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をします。先ほどから言われているとおりこの改正ですが、人事院勧告に準拠した改正であり、他町村に比べても決して高額であるとは言えません。また私も含めてなんですが、若い者が議員になるこの成り手不足のときに、やはり報酬というのはどうしても入り口になってくると思います。そういうこともありますし、ただ単に増額したことを嬉しむだけでなく、議員活動の今後の調査研究に充てることもできますので、本議案に賛成をします。

議長（加藤彰男君）

他に討論ありますか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。この条例案は、私

たち議員のボーナスを4万600円から2万6,100円、役職により金額は変わりますが、それぞれ増額するものであります。私がこの議案に反対する理由は、議会が町民の負託に十分応えていると言えるかと、その1点でございます。おととい12月12日の議会運営委員会では、町から14本もの議案予算案が追加され、副町長は2日後の最終日に上程することを求めました。開会に先立つ11月30日に議員に配付された議案が僅か5本であったことに対して、追加議案14本。追加議案が今議会のメインであることは明らかなです。これらの議案が事前に追加が予告されていた人事院勧告に対応する職員等の給与改正に係る条例改正だけではありませんでした。例えば、職員の新型コロナに係る防疫手当の廃止条例、また町の年間の町税収入を上回る合計3億1,240万円もの工事契約などが含まれております。いずれも議案配布から2日足らずの期間で、本会議1日限りで1議案当たり3回限りの質疑の制限を設けて済ますことができる議案ではないと考えます。私が他の自治体の議員に、このような東栄町議会の状況をお話ししますと、そのようなやり方には議会が抗議するべきで普通は議長が黙っていない。東栄町のような提案はなされないのだと、そのように口をそろえます。異常だという声も聞かれました。ならば、なぜこのような議会軽視の運営が東栄町議会でだけまかり通るのかといいますと、ひとえに私たち議会の責任だと感じております。私は、議会運営委員会の中で、審議時間を確保するために、日程を追加してほしいと求めました。委員外の佐々木議員からは、臨時議会を別途開いて審議することを求める意見も出されました。そこで議長は、町長の都合がつけば会期を1日限り延長することを提案し、私たち議員そして副町長、議会事務局長、総務課長を残して議場を出て行って、町長の日程を確認して戻ってきましたが、予定が入っていると町長に言われたとして、直ちに断念したものです。結果として、私の求めは認められず、14議案すべて本日の最終日に採決することに決まりました。私は本日予定していた討論の準備に大変支障が出ました。またある議員は、問合せが時間がなくてできなかったと話されます。さらに長谷川議会事務局長が、11月14日の議会運営委員会で、今後第3回目の議会運営委員会を必ず開かせていただきますと断定的に報告したことも大問題です。そこでは、本会議最終日の議事進行の確認のほか追加議案の取扱いを協議するというのです。私は、議会事務局長の提案は、全議会の閉会直前に今回のように追加議案を出すことを当然視し、定例化する動きだとし、絶対に許すことができません。定例会の議案は開会前に全て準備し、議員に説明することが大前提であります。地方自治法第102条1の7、普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定めるとありますように、会議の招集権は首長、町長にあるとしても、議会日程は議会が自律的に決定すべきものです。執行部の提案に唯々諾々と従うだけでは、東栄町議会は2元代表制の一翼として、行政のチェック機能という重大な責任を果たせないと考えます。私は議長と議会運営委員の皆さんに対して強く抗議するものであります。また人事院勧告への対応は義務ではなく任意でございます。神奈川県大磯町のように、独自の加算や自治体の任意で変更することが、実際には可能なわけであり、つまり人勧は、私たち東栄町議会議員にとって無条件に与えられる権利ではないわけです。国が決めたから従うというのは、極めて古い考えです。議会の皆さんには、町の公金が支出されております。もっとも役職を持っていない、最も安

い報酬であっても、例えば私には年間 300 万円程度の公金が支払われております。現在の東栄町議会の在り方、東栄町議会の運営のやり方で町民の皆さんが納得しているとは、私自身は到底考えておりません。この上で、私自身は議員のボーナスの増額を求めることは、町民の皆様、物価高のもと大変厳しい暮らしをしている皆様の理解と納得を得られないと考えますので、反対いたします。

議長（加藤彰男君）

他に討論よろしいですか。

（「なし」の声あり）

討論がありましたので、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席ください。起立 4 名。起立多数です。

議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤彰男君）

ここで 1 時間を過ぎていますので、休憩いたします。

再開は 11 時 15 分といたします。11 時 15 分再開いたします。休憩いたします。

----- 議案第 67 号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは議事を再開いたします。

次に日程第 9、議案第 67 号「東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 67 号 東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について。3 分の 3 ページをお願いします。提案理由は、給与改定の実施時期の取扱いの改正及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をする必要があるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。今回の改正につきましては、令和 6 年 1 月 1 日施行で、令和 5 年 4 月 1 日適用の第 1 条改正と、令和 6 年 4 月 1 日から施行する第 2 条及び第 3 条の改正と三条立てで改正をいたします。改正内容について説明いたします。会計年度任用職員の給与改定の実施時期の取扱いとフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に対して、令和 6 年度から一般職員に準じて勤勉手当を支給するものとする改正であります。それでは新旧対照表の第 1 条関係を御覧ください。まず第 31 条の改正は、増額の給与改定があった場合は、一般職員と同様に 4 月に遡って改定することを規定するものです。1 枚はねていただいて、新旧対照表の第 2 条関係を

御覧ください。第3条は、会計年度任用職員に期末手当を支給するものとする改正であります。第14条の2及び第23条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について規定をするものです。1枚はねていただいて第23条の2の改正ですが、こちらはパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給するものとする改正となります。次に、新旧対照表、第3条関係を御覧ください。東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。こちらは第7条の改正について会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う改正であります。第8条は、第7条で規定されていて削除された会計年度任用職員の定義を、第8条で改めて規定するものであります。議案に戻っていただいて、附則、第1項(施行期日)この条例は令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。第2項 第1条の規定による改正後の東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、次項において改正後の会計年度任用職員給与条例という。の規定は、令和5年4月1日から適用する。一般職員同様4月に遡って適用することで差額を支給することとなります。第3項(給与の内払)改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。第4項(規則への委任)前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について伺います。会計年度任用職員の皆さんの期末手当勤勉手当の支払いに対する改正ということであるかと理解しておりますが、パートタイムの会計年度任用職員、またフルタイムの会計年度任用職員、どの程度の影響があるかということを簡単にお聞かせいただきたいと思います。例えば、ボーナスの支給が何か月可能になるとか、このぐらいの給料の方でどれぐらいの賃上げになるとか、そのようなことをお示しいただければと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回の改正は、新たに勤勉手当を支給するものとする改正であります。ちょっと会計年度任用職員を給与月額いろいろばらつきありますので、一概には言えませんが、支給率につきましては、一般職員に準じた形で給与月額の平均に支給率を掛けて支給するものとなります。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

一般職の職員と同じく、同じ月数のボーナスが支払われると理解してよろしいでしょうか。確認させてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

支給率につきましては、一般職員と同様の率で支給します。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

一般職と同じ月数でボーナスが支給されるようになる、大変な前進だと思います。1 点、4 月に遡及するという御説明がありましたので、このボーナスの支払いが4月に遡って、増額されると理解してよいかということを伺いたいと思います。全国の多くの市町村では、会計年度任用職員の皆さんに対してだけは遡っての支給をしないというようなことを決定している自治体もあると聞いておりますので、その点東栄町として遡って支給するということをどのように判断されたのか、教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

昨年度まで遡るかどうかというのは、各自治体の判断に委ねられておりましたけども、今年度につきましては一般職員と準じた形で4月に遡るようにという通達も出ておりますので、東栄町の場合はその通達に従って4月に遡ることといたします。

議長（加藤彰男君）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 67 号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 68 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 10、議案第 68 号「東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

診療所事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

議案第 68 号 東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。議案の 2 分の 2 ページをご覧ください。提案理由、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更となったこと及び待機手当の見直しを行う必要があるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明します。新旧対照表、第 1 条関係 3 分の 1 ページを御覧ください。第 2 条の防疫作業手当を削り、次に 2 分の 3 ページの別表に定める診療等業務手当の防疫作業手当を削るものです。これは、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが 5 類感染症に変更されたことに伴い廃止するものです。次に新旧対照表、第 2 条関係の 2 分の 1 ページの下段及び 2 分の 2 ページを御覧ください。別表に定める診療等業務手当の待機手当 医師以外の職員の額の改正です。電話対応や訪問業務に従事するための待機は、平日は終業から翌 8 時半まで。休日は 24 時間拘束されるため、近隣他の医療機関など水準と均衡を考慮し、職務や責任の度合い、さらに勤務体系を踏まえ、平日の 1 回 1,000 円を 1,400 円。休日 1 回を 2,000 円を 2,800 円に改めるものです。議案の 2 分の 1 ページにお戻りください。附則（施行期日）第 1 項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）第 2 項 第 2 条の規定による改正後の東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例以下改正後の特殊勤務手当条例という。の規定を適用する場合には、改正前の東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。（2 暦日にわたる事務の取扱い）第 3 項 改正後の特殊勤務手当条例の規定は、2 暦日以上にわたる勤務にあつては、附則第 1 項ただし書に規定する施行の日、以下施行日という。以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

この条例改正ですけど、防疫作業手当に関する部分を削るということですが、近隣の市町村を確認すると、新城市や設楽町も確かにコロナに関連した情報を削除してましたけど、感染症に関して何らかの規定を残したり、整備をしたりしています。感染症というもの自体がなくなったわけではなく、また近隣市町に感染症に対しての規定が存在する中で、この防疫作業手当を削除するとしたこの経緯について伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

経緯につきましては、新型コロナウイルスの 2 類相当から 5 類相当に変わったことに変更させていただきました。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

同じ点で伺いたいと思います。5 類に変わったということが理由だと伺ったんですけれども、防疫作業手当を廃止してよいのかという点でお尋ねしたいと思います。豊川市は、今年の 6 月 6 日に新型コロナの防疫作業手当を廃止し、新型インフルエンザ等への防疫作業手当を新たに位置づけております。また総務省が通達を出しておりまして、人事院でも同様の措置をとっているという旨を知らせているはずです。東栄町でも新たな感染症に速やかに対応するために、こういった条例での位置づけが必要ではないかと考えますが、条例に加える検討はないのか伺います。

議長（加藤彰男君）

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

今のところ措置する予定はありません。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

新型コロナが5類に移行しましたが、新型コロナによる健康被害危険性が5類への移行によって損なわれるというものではないはずです。自治体の任意でコロナの対応に対する手当てを継続することが法制度上可能だと考えますが、ぜひ職員の皆さんの健康を守るために一度廃止するというのではなく、やはり今後の手当てを何かしら御検討いただきたいというふうに思います。お尋ねしたいのは聞き取りによりますと、この条例の改正前から手当を既に支払いを止めているということでありました。5類に移行した5月8日以降には支払いをしていないものと理解していますが、それでいいかどうか。また条例上は文言が残っておりますが、その手当を支払わないということに支払い義務というようなものは発生しないのか認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

運用上で支払いを止めております。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。議案の2分の1ページの第2条で医師以外の職員の皆さんの待機手当についての増額が明記されております。平日1回1,000円から1,400円に増額し、休日1回2,000円から2,800円にと増額するものであります。近隣の市町村と検討された結果の増額ということなんですけれども、24時間待機をするという勤務に対して2,800円というのは、これでも私には安いように思われます。近隣の実態がどうであったのかということと併せて、今後改正する余地がないかということ伺いたしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

近隣の状況ですけど、近隣の医療機関で教えていただけないところもありました。一応、新城市民病院さんの方をちょっと参考にさせていただいて、この金額にさせていただきました。以上です。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

以上で質疑を打ち切り、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

議長（加藤彰男君）

佐々木委員。

2 番（佐々木一也君）

2 番佐々木一也です。私は、議案第 68 号東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について反対の立場で討論します。この一部改正は、5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが 2 類から 5 類に引下げられたことなどにより、特殊勤務手当のうち別表の防疫作業手当の項を削るなどの改正をするものです。これについて近隣市町村を確認すると、新城市と設楽町についても特殊勤務手当のうち新型コロナウイルス感染症に関係する条項を削りました。しかし設楽町は、新型コロナウイルス感染症の規定を追加する以前から 1 類と 2 類の感染症の処理作業については、防疫作業手当として準備をしています。また新城市は、新型コロナウイルス感染症の規定は削りましたが、国家公務員の規定に合わせて、特定新型インフルエンザ等に関する作業について、防疫等作業手当の特例を設けて支給できるように新たに規定を整備しました。数年にわたって猛威をふるったコロナ感染症ですが、その対応や対策については、いろいろと苦慮されたと思います。特に現場で直に対応してきた方たちは、行使もなく本当に大変な思いをしていたと思います。今後コロナ感染症のような感染症の流行がないとはいい切れず、仮に発生した場合は、コロナ感染症や新型インフルエンザと同様それなりの対応をしないといけませんし、それなりの時間をとられることになることは想定ができます。また、コロナウイルス感染症のときと同じように感染のリスクや偏見や差別、プライベートの圧迫や時間外勤務の増加など様々なストレスを受ける可能性もあります。これはコロナウイルス感染症のときに、既に経験したり、報道がされていたりしていることで、もちろん今後発生するかもしれない感染症でも考えられることです。このような感染症に対応しなければならない職員に対して、手当をつけることが全ての解決策であるとは思いませんが、それでも、それなりのリスクやストレスに対して、手当を準備しておくことは重要であると考えます。以上から、国の規定に合わせるなど特定新型インフルエンザなどの感染症に対しての手当での必要があると判断をしますので、今回の議案第 68 号に反対をします。

議長（加藤彰男君）

反対の討論がありました。賛成討論ありませんか。

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

私はただいまの議案については、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。このことが、いま5類に季節性インフルエンザと同等の扱いになったということになります。3年ほど前のことを私もちょっと思い出したんだけど、私も障害者施設ですとか老人ホームで、この新型インフルエンザについては、大変職員の処遇のことについて大変苦労したと。その中で緊急かつ一時避難的にやはりこの手当をつけるということを決定して、柔軟に対応したということを東栄町のことについても伺っております。だからこの理由の中で法制上の位置づけも2類から3類になったということで、除外したんだということについては、また柔軟な対応もできるということもありますので、私は賛成ということであります。以上です。

議長（加藤彰男君）

討論ありましたので、起立により採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席ください。起立4名です。起立多数です。

議案第68号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第69号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第11、議案第69号「東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

議案第69号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について。2分の2ページを御覧ください。提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、関連する項目を追加するため、規定の整備を行う必要があるから、議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明をいたします。新旧対照表の4分の2ページを御覧ください。別表第1のうち、戸籍及び除籍の謄抄本、または記録事項証明書について、本籍地以外の市区町村で戸籍及び除籍の謄抄本の交付事務が始まることによる広域交付事務を追加するものと、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務、行政機関は識別符号を使用し、戸籍及び除籍の電子証明書を取得できる事務が始まることにより新たに追加するもので、戸籍については400円。除籍につい

ては 700 円です。手数料を徴収しない場合とは、マイナポータルを利用した場合を想定しています。新旧対照表の 4 分の 3 ページを御覧ください。届出、申請の受理及び閲覧に関し、電子化された届書等情報の内容証明を交付及び閲覧する場合を追加するものです。議案の 2 分の 1 ページにお戻りください。附則（施行期日）第 1 項 この条例は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。（経過措置）第 2 項 この条例による改正後の東栄町使用料及び手数料条例の規定は、施行の日、以下施行日という。以後の申請に係る使用料及び手数料について適用し、この条例の施行日前の申請に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。以上で、東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

この議案について、よく理解できていなくて、そもそものお尋ねで申し訳ないんですけども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する法令に対応するためとの説明でありました。この政令は、そのとおり実施することが義務であるのか、自治体に独自の条例上の文言が認められるのかということを 1 点伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

政令どおりに条例改正することはという話ですが、この条例で手数料について、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める事務をさせていただきます。住民の利便性向上のために必要であると考えております。また地方自治法 228 条では、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならぬとされているため、独自の条例を制定することは不適當と考えております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

もう 1 点伺います。条例改正によって令和 6 年 3 月 1 日以降起こる主な変化としましては、戸籍等の広域交付制度、また戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減というようなことであると認識していますが、それは住民にとってどのような変化にあるのかということ、分かりやすく教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）
住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

広域交付につきましては、分かりやすく言いますとパスポートの申請の例でいきますと、戸籍も住民票も例えば東栄町にある方において、仕事場が豊川市、豊橋市など遠いところにある場合、令和6年3月1日以降、戸籍謄本もパスポートも申請もその勤務先である豊橋市なり豊川市でできるようになるということになります。今までは、パスポートを申請するためには戸籍謄本は東栄町で取ってということにはなるんですけど一度で済むという利便性が挙げられます。もう一つのほうですが、電子証明書識別符号のことかと思われますが、これは発行を受けた住民が行政機関に何かの行政手続を行う際に、その識別符号を提出することによって行政機関側は法務省のシステムを返して戸籍もしくは除籍の電子証明書を取得することが可能になります。ですので、住民にとっては戸籍謄本や除籍謄本の添付が必要なくなるということになります。ただ、これはいま現在関係府省庁において検討中であるため、具体的にどのように使われるのかはまだ不明です。

議長（加藤彰男君）
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

御答弁いただきまして、居住地以外の自治体で手続ができるようになるということ住民にとっては便利があると思うんですけども、一方で不安な点もございます。例えば、DV被害者といったような方で、配偶者に居場所を知られたくないというようなことがあったときに、居住地であれば注意できるようなことでも、全く知らない、よその自治体で手続した場合にはそういった情報が伝わらないというようなことが起きないのでしょうか。町としてはどのような対策ができるとお考えでしょうか。

議長（加藤彰男君）
住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

DV被害のような方の特別な対応が必要になる方に対しましては、制限がかかる仕様になっていると伺ってます。今回は戸籍謄本及び除籍謄本の謄抄本の事務だけになりますので、それに附属する付表というものがあるんですけど、それについては交付対象外になるので、現住所が漏れることはないというふうに認識しております。

議長（加藤彰男君）
よろしいですか。以上で質疑を打ち切り、続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 69 号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 70 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 12、議案第 70 号「三輪簡易水道中継槽移設工事請負契約について」、日程第 13、議案第 71 号「現年災害復旧工事 5 年災第 833 号 道路災請負契約について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

議案第 70 号、三輪簡易水道中継槽移設工事請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 昭和 40 年東栄町条例第 20 号、第 2 条の規定により議決を求める。契約の目的ですけれども、三輪簡易水道中継槽設置工事です。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 7,700 万円。契約の相手方は、愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字久保田 41 番地、株式会社田中組 代表取締役 田中伸昭。仮契約日は令和 5 年 12 月 7 日です。工期は議決の日から令和 6 年 3 月 25 日です。引き続き、議案第 71 号をお願いします。

議案第 71 号、現年災害復旧工事 5 年災第 833 号 道路災請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 昭和 40 年東栄町条例第 20 号、第 2 条の規定により議決を求める。契約の目的ですけれども、現年災害復旧工事 5 年災第 833 号 道路災、これは古戸の災害のことです。契約の方法 指名競争入札。契約金額 2 億 3,540 万円。契約の相手方、愛知県北設楽郡東栄町大字中設楽字大貝津 4 番地 1、株式会社佐々木組 代表取締役 佐々木雅規。仮契約日は令和 5 年 12 月 11 日です。工期は議決の日から令和 7 年 1 月 6 日です。以上で説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第 70 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。
浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

三輪簡易水道中継槽移設工事請負契約についてお尋ねいたします。まず、この 7,700 万円の契約金額の工事によって、どんな事業を行うのか、その事業の概要を伺いたいと思います。併せて、この施設を移転する時期、入札を行っておりますので落札率と入札事業者、それぞれの入札額を伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

概要につきましては、国道 151 号の改良及び月バイパスの残土処理場により支障となる中継槽を移設するものです。中継槽とは取水した水を貯留して、濁度などの水質を調査して三輪浄水場へ送水する施設です。1 点、時期につきましては、3 月末を目指すものでありますけれども、半導体による遅延はいまだに解消されていないと聞いております。今後、請負業者と工程等検討していきたいと思います。それから落札事業者は、株式会社佐々木組となります。落札率は 96.9%です。

浅尾もと子君「入札事業者と金額を伺います。」の声あり

建設課長（原田経美君）

入札事業者は、株式会社田中組、株式会社佐々木組、亀山建設株式会社、株式会社岡村組、株式会社森建設、朝日土木工業株式会社の 6 社となります。契約金額が落札金額と同等になります。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

ご答弁いただきました。入札の結果を見ますと、今回の入札は、株式会社田中組が 7,000 万円、株式会社佐々木組が 7,100 万円、亀山建設株式会社が 7,150 万円、株式会社岡村組が 7,200 万円、株式会社森建設が 7,200 万円。朝日土木工業株式会社が 7,300 万円の入札を第 1 回で示し、7,000 万円の田中組が税抜で 7,000 万の田中組が落札したというものであります。1 点お尋ねしたいんですけども、5,000 万円を超える高額な契約の議案であります。東栄町では、このような契約の議案が、私の経験では常に本会議で 1 日限りで採決されるんですけども、他の市町村の議会を見ますと委員会に付託しているという例が多いように思います。この高額な契約の議案は、入札が行われたのが 12 月の 6 日ということであります。議案が配られたのは 12 日でありますので、1 週間近く余裕があったという

ことになります。なぜこんなぎりぎりのタイミングで議会に出されたんでしょうか。十分におとといの委員会質疑に間に合うように議案を提案することが可能だったと思いますが、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

入札から契約仮契約までにつきましては、いろいろ事務がありますので至急やっておりますけれども、ちょっとこの最終日がいっぱいだったということでございます。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

もう 1 点お尋ねいたします。この工事で水道の関係施設を移転するんですけれども、その近くの場合に、ヒ素を含む月バイパスから出た残土が埋立てられることになります。簡易水道の施設でありますので、万が一にも要対策土の環境への影響を水道水が受けることがあってはならないという観点でお尋ねしたいんですけれども、どのように残土の埋設から影響を受けないように対策しているかということを伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

中継槽は、コンクリートの躯体で包まれてしまいますので、そこに影響を受けなっております。

議長（加藤彰男君）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。今回の工事請負契約三輪簡易水道中継槽移設工事請負契約に反対の立場で討論いたします。愛知県が、国道 473 号線月バイパスから出るトンネル残土を現在の林業センター跡地に埋設する計画でございます。埋設される残土は、ヒ素を含む要対策土が含まれるということが御説明であります。町は、今議会の私の一般質問で町民の皆様に開かれた説明会を実施しない方針であると答弁しております。私は、

この事業の環境への負荷、安全対策、粉じん対策、そういったことを住民の皆さんに説明しないまま事業を実施することに反対です。よって、この工事の契約についても賛成できません。以上で討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

伊藤真千子議員。

6 番（伊藤真千子君）

移設工事の請負契約については、先回も話をしていると思うんですけど、残土置場を拡張によって中継槽を移設するという工事でありまして、住民が暮らしていくためには、水が必要であります。ヒ素に関しても、ちゃんとこのように対応していくという回答をしますので、余り大きな問題にする必要はないと思います。また、水は必要なものでありますので早急な対応をしていただきたいと思いますので賛成します。

議長（加藤彰男君）

討論がありましたので、起立により採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席ください。起立 6 名、起立多数です。

議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤彰男君）

次に議案第 71 号の質疑入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

議案第 71 号、現年災害復旧工事 5 年災 833 号道路災請負契約についてお尋ねいたします。この事業の概要、またその工期ですね申し訳ありません。先ほど御説明いただいたんですが聞き取れませんでしたので工期も併せてお尋ねいたします。また前回臨時会で予算取りをした時に、その何日か後、現地の方を訪問しましたら予算化されたということを御存じなかったんですけれども、住民の方、地域住民の方への情報提供を私自身は町に言っていたきたいと考えますが、併せて認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

概要につきましては、6月2日の台風また豪雨によって被災した古戸地区の災害に対する復旧工事を行うものです。工期は令和7年の1月6日です。住民への予算の説明ということですが、その方からの希望があれば説明させていただきます。

議長（加藤彰男君）

正午になってますけど、そのまま続けます。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

希望があれば説明をされるということだったんですけれども、住民の皆さんとしては、町がいつ議案を出して、いつそれが議決されるかを事前に予測することはできませんので、今回のような大きな出来事、2億円を超える契約を行ったということであれば、速やかに、地域の方々にお知らせいただきたいということでお尋ねしたものであります。もう1点お尋ねいたします。この工事に係る予算が継続費として令和5年度、6年度に係る継続費として可決されております。私が愛知県に伺いましたところ、継続費について例えば令和6年度以降の議会で、その継続費のその年の費用を含む当初予算が仮に議会で否決されたとしても、行政は継続費を執行することができるというものなんです。ひとたび継続費を議決したならば、もうその予算について議会は止めることができないという非常に強権的な将来の支出を縛る手続でございます。そこで伺いたいんですが、仮にこの工事契約が採決された場合に、町は予算を執行することができるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まず一般的に継続費の扱い方の説明をされましたが、それは一般論であります。まずこれにおいては、災害のための復旧工事、全員協議会においても説明をさせていただき、そして予算を認めていただいて、早急にかかるという状況の中で進めておりますので、この問題は今ここで質問されるのはいかながなものかと私は思います。よろしくお願いします。

浅尾もと子君「議長、答弁になってません。」の声あり

議長（加藤彰男君）

浅尾議員、3回目です。

3番（浅尾もと子君）

私は、否決された場合、予算を執行することができるかとお尋ねしたものでございます。もう一度お聞かせください。

議長（加藤彰男君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

否決を前提にという話はできません。よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 71 号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認め、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤彰男君）

ここでお諮りいたします。

正午すぎておりますが、この後の 72 号からのところをそのまま引き続き続けたいと思いますが。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

それなりのボリュームの質疑を用意しておりますので、12 時回っておりますから、ぜひ午後また改めて開いていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

いま意見がありました。執行部の都合については、いいですか。

では正午すぎておりますので、再開は午後 1 時ということでお願いいたします。午後 1 時まで休憩といたします。

----- 議案第 72 号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 14、議案第 72 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号について」、日程第 15、議案第 73 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について」、日

程第 16、議案第 74 号「令和 5 年度東栄診療所特別会計補正予算第 1 号について」、日程第 17、議案第 75 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について」、日程第 18、議案第 76 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号について」、日程第 19、議案第 77 号「令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について」の 6 案件を一括して議題といたします。質疑、採決につきましては議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、予算の説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いします。議案第 72 号 令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号について。続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3,028 万 9 千円を増額し、予算総額を 38 億 9,519 万 8 千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。最初に全般的なことですが、会計年度任用職員を含む人件費につきましては、人事院勧告に伴う給料及び期末勤勉手当の増、異動退職による給料、各種手当の減額により一般会計総額で 128 万 7 千円の減額となります。特別会計を合わせると 1,720 万 6 千円の減額となります。その他につきましては、地方創生臨時交付金に係るものが主なものです。なお人件費に対する個々の説明については省略をさせていただきます。それでは 8 ページをお開きください。2 款 1 項 8 目とうえい健康の館施設費 10 節修繕料は、女子大浴場送水ポンプにつながる送水ポンプの不具合によりモーター音が館内に響くという現象が起きているためポンプの取り替えを行うものです。14 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費は、令和 5 年度住民税の非課税世帯に対して 1 世帯当たり 7 万円を給付するものです。10 節需用費、11 節役務費及び 12 節委託料は、給付金の給付に係る必要な経費です。19 節扶助費は、対象世帯を 512 世帯見込んでいます。16 ページ、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 27 節東栄診療所特別会計繰出金、18 ページ、国民健康保険特別会計繰出金及び 4 目環境衛生費 27 節簡易水道特別会計繰出金は、それぞれの会計の補正により減額及び追加するものです。20 ページ、5 款 1 項 8 目農業集落排水事業費 27 節は、農業集落排水事業特別会計の補正により追加するものです。24 ページ、6 款 1 項 2 目商工振興費 10 節消耗品及び 11 節郵便料は、物価高騰等の影響を受けている家計を援助する目的で、非課税世帯以外の世帯に対して町内で使える商品券 1 万円分を給付するものです。30 ページ、9 款 4 項 2 目学校給食共同調理場費は、地方創生臨時交付金を充てることによる財源更正です。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。10 款 1 項 1 目地方交付税、普通交付税は、1 節普通交付税は、今回の補正の財源調整により減額するものです。14 款 2 項の国庫補助金の地方創生臨時交付金については、2 目民生費国庫補助金が非課税世帯への 7 万円給付事業、5 目教育費国庫補助金が給食費保護者負担分、6 目商工費国庫補助金が 1 万円の商品券給付に充てられるものです。20 款 4 項 1 目雑入の小学校給食費は、地方創生臨時交付金を充当したことにより減額するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、予算書の7ページをお願いします。議案第73号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第4号について。続いて8ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ29万円を増額し、予算総額を4億6,761万円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。40ページをお開きください。5款3項2目保健事業費は、人事院勧告等により人件費の増額です。次に歳入の説明をさせていただきます。38ページをお開きください。今回の補正に係る歳入については、5款1項1目一般会計繰入金を充てます。以上で国民健康保険特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、予算書の11ページをお願いします。議案第74号 令和5年度東栄診療所特別会計補正予算第1号について。続いて14ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,755万8千円を減額し、予算総額を3億6,164万2千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。48ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は人事院勧告等による人件費の減額です。次に歳入の説明をさせていただきます。46ページをお開きください。今回の補正に係る歳入については、4款1項1目一般会計繰入金を充てます。以上で東栄診療所特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算を説明します。予算書の1ページをお願いします。議案第75号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について。続いて2ページをお願いします。第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが1款2項営業外収益、補正予定額64万8千円、計1億6,066万8千円。支出ですが、第1款第1項営業費用、補正予定額64万8千円、計1億9,507万7千円です。それでは予算説明書により説明させていただきます。支出からお願いします。9ページをお開きください。収益的収入及び支出の2款1項1目簡易水道管理費は、人事院勧告等による人件費の増額です。次に歳入の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。1款2項2目他会計補助金64万8千円の増額につきましては、歳出の補正に伴い一般会計から補填するものです。以上で簡易水道事業特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明をします。予算書の1ページをお願いします。議案第76号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号について。続いて2ページをお願いします。第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第1款第2項営業外収益、補正予定額52万7千円、計1億4,302万3千円。支出ですが、第1款第1項営業費用、補正予定額52万7千円、計1億5,823万7千円です。それでは予算説明書により説明させていただきます。支出からお願いします。9ページをお開きください。収益的収入及び支出の第2款1項1目下水道管理費は、人事院勧告等による人件費の増額です。次に歳入の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。1款2項2目他会計補助金は、歳出の補正に伴い一般会計から補填するものです。以上で特定環境保全公共下水道事業特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明をします。予算書の1ページをお願いします。議案第77号 令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について。続いて2ページをお願いします。第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第1款第2項営業外収益、補正予定額17万4千円、計4,142万2千円。支出ですが、第1款第1項営業費用、補正予定額17万4千円、計4,339万円です。それでは予算説明書により説明させていただきます。支出からお願いします。9ページをお開きください。収益的収入及び支出の2款1項1目下水道管理費は、人事院勧告等による人件費の増額です。次に歳入の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。1款2項2目他会計補助金は、歳出の補正に伴い一般会計から補填するものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。議案第72号の質疑に入ります。

初めに、歳出全般について6ページから33ページ。説明書の6ページから33ページです。歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算の概要について、補正予算の概要説明書の2ページの4行目には、主な内容としては、人事院勧告及び人事異動に伴う職員または会計年度任用職員に係る人件費、略となっております。人件費について御説明いただきたいと思います。今回の補正予算、一般会計が3,028万9千円。特別会計がマイナス1,726万8千円。予算総額としましては、1,437万円というものであります。この補正予算できましたら、全体についてお答えいただきたいと思います。補正予算全体に含まれる、1 人件費の総額、その内2 令和5年4月からの職員の職務給の昇給に要する経験年数の引下げより次の級に上がる期間を短くしたという改正でありました。その影響額、3 今回の人事院勧告の影響額、4 当初予算の編成以後に町が採用した職員や退職した職員の内訳。また退職した方、採用した方の正規また会計年度任用職員それぞれの人数、また職種ごとの人数とその影響額について伺いたいと思います。5つ目は、その他の人事異動の影響額を伺うとしております。その他の人事異動というのは、私が想定していますのは、私が議会に出た最初の年であります2019年12月議会の補正予算でこういった人勧、人事異動といった補正予算の中に、町が愛知県の人事委員会から違法な降格処分の取消しを勧告されて、職員の方の不利益を回復するための費用115万円といった予算が補正予算に含まれていたにもかかわらず、議会には全く説明されなかったということがあります。このようなことがあるのではないかと常に議員は、不安に思っております。今回の補正には、通常の人事異動と異なるこのようなイレギュラーな人事、処分にかかる費用は含まれているか併せて伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず1番初めに今回の人事院勧告に係る人件費の増減から説明させていただきます。まず一般会計では、給料、手当等合わせまして938万円の増。簡水会計につきましては14万8千円。下水につきましては19万4千円。農排につきましては、約7万円。国保特会につきましては約9万1千円の改定となっております。それと昇格期間の短縮に係る影響額というお話でしたけれども、今回の人件費の移動には、その分は含まれておりません。その分につきましては、既に5年度の当初予算に反映させておるものですので、影響額はありません。あとは採用と退職の関係ですけども5年の4月に採用した職員は、事務職4名、保育士2名、あと調理員、火葬場職員の技能労務職員が3名の9名となっております。退職者につきましては、役場関係ですと今現在2名の方が退職をしております。あとは会計年度任用職員につきましては、当初予算から異動はございません。人事異動の影響額ですけども、こちらは手当以外にも共済費等を含んだ数字ですけども、一般会計で1,667万円、簡水で38万5千円、下水で17万2千円、農排で4万円、国保会計については増減はございません。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

私のほうから診療部門を説明させていただきます。まず1の人件費の総額は今回補正で出させていただいた額となります。2番目の引下げ等に伴う影響というのはありません。3番目の人勧の影響額というのは総額で255万7千円の減額です。あと4番目の当初予算編成以後の退職採用者職員の内訳ということで、退職は正規で看護師2名、事務員1名、会計年度任用で事務員が2人で、影響額がマイナス1,009万1千円となっております。5番目のその他人事異動の影響額を伺うということなんですけど、人事異動の影響額は80万円となっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

私がお尋ねしたことをお答えいただけなかった部分があります。それはイレギュラーな人事処分といったものがあつたかどうかということなんですけれども、次の質問と併せて御回答漏れについて御答弁いただきたいと思います。次の14ページ、補正予算説明書の14

ページ、3款1項1目7万円の給付金について伺います。国が実施する地方創生臨時交付金重点支援地方交付金のうち、非課税世帯への7万円の給付金。国が支出するというものについて予算が組まれております。3,825万5千円の予算が組まれております。対象世帯数、この7万円の給付について年内の給付をとというようなことも国は言っているわけですが、送金の予定日を教えていただきたいと思います。併せて、事業費が3,825万5千円とかかっているのに対して国、県の支出金については、2,586万8千円にとどまっております。7万円の給付金は国の事業なのに町が負担するかなのような予算編成になっておりますので、当該事業について、東栄町が最終的に負担することとなる費用の見込み、こんなにたくさん町が支払わなければいけないというわけではないと思うんですけれども、その費用の見込みについて伺います。もう1点は、24ページの6款1項2目商工振興費についてでございます。900万9千円ですね、失礼しました。国の重点支援地方交付金の中で、自治体が任意に用途を決定することができる推奨事業メニュー分として1,781万6千円東栄町に上限が決まっておりますが、それを利用して商品券1万円分を課税対象世帯へ送付するという事業が、この900万9千円でございます。こちらの商品券の送付予定日はいつか、また商品券の種類についても伺いたいと思います。そして最後に私はこういった国の交付金を活用した事業、やはり全世帯、全町民に平等に効果が行き渡る方法をとるべきだと考えますが、今回東栄町が商品券の送付対象から非課税世帯を除外したその理由について伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まずイレギュラーな人事異動という話ですけども、そちらの方はございません。あと事業費に対して国県へ補助金が少ないのはという御質問ですけども、いま現在、国から示されている上限額をもとに予算を編成しております。それというのは、いま示されている額が、令和4年度の非課税世帯に給付した実績の8割ということで、国からいま上限額が示されております。従いまして、現在は8割分の歳入を見込んでおりますけども、今後、実績によりまして、国から追加交付が来ると考えておりますので、その際には財源更正をしたいと考えております。私から以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

福祉課長（亀山和正君）

今回の7万円非課税世帯の7万給付のことでございますが、これから準備等を行いまして周知または通知等を行った後、支給の予定につきましては、2月中旬を最短で考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

商工振興費の消耗品、郵便料の関係なんですが、まず送付の予定ということですが、令和6年1月中旬頃を予定しております。なお送るものですが、商工会の商品券を送ることとなっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

3 番（浅尾もと子君）

御答弁いただいた中に非課税世帯を除外した理由について、御答弁ありませんでしたので改めてお尋ねしたいというふうに思います。続いて歳入はこれからでしたね。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

いま非課税世帯にも商品券という話がありましたけども、まず今回、重点支援地方交付金を充当する事業として三つの事業を挙げているわけですけども、まず低所得世帯を支援する事業として、住民税非課税世帯に一世帯当たり7万円を給付することとしました。次に、住民税非課税世帯以外にも物価高騰の影響を受けておりますので、住民税課税世帯にも一世帯当たり1万円の商品券を配布することといたしました。さらに物価高騰の影響を受けている子育て世帯、こちらも支援するために令和6年1月から3月分の小中学校の給食費の保護者負担分を減額することといたしました。町民全体の支援のバランスを考えて、この三つの事業に交付金を充当して事業を行うことといたしております。以上です。

議長（加藤彰男君）

続いて、歳入全般に移ります。補正予算説明書の4ページ5ページになります。質疑ありませんか。

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

歳入に関してちょっとお聞きしたいんですが、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、1番目どのような交付金でということで、2番目さっきと

重複すると思うんですけども、どのような箇所へ使えるのかということと、3番目今回の3点に至った根拠。それに関してちょっとお聞きしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず1点目の今回の交付金はどういう経緯でできたのかという御質問だと思いますけども、こちら令和5年11月2日に閣議決定された経済対策に低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、この交付金を追加する旨が盛り込まれまして、11月29日に補正予算が成立をしました。これによりまして各地方公共団体は、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県、市町村で連携を図りながら、この交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むこととされています。こちらがこの交付金でできた経緯となります。2番目のこの交付金は、どのような事業に使えるのかということですけども、対象事業には、低所得者世帯支援枠と推奨事業メニューの2通りあります。まず低所得世帯支援枠として物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得者世帯に直接的に及ぶ事業とされており、こちらは7万円の非課税世帯に交付する分となります。次に推奨メニューとしてエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とされており国から推奨メニューが示されています。その中から商品券の配布と給食費の減免、こちらの二つの事業を採択しております。3番目ですけども、先ほど浅尾議員の質問とかぶる部分があると思いますけども、まず低所得者世帯を支援する事業として非課税世帯に7万円を給付する事業。それと非課税世帯以外にも物価高騰の影響を受けておりますので、住民税課税世帯に一世帯当たり1万円の商品券を配布。あと物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するために、1月から3月分の小中学校の給食費の保護者負担分の減免、こちらの三つの事業に交付金を充てさせていただきました。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

すみません。もう1点お尋ねしたいと思います。歳入の補正予算説明書4ページ、20款4項1目の雑入でございます。104万4千円の減額について伺いたいと思います。総務課長の御答弁のとおり小中学校給食費の来年1月から3月分の保護者負担の減免ということなんですけれども、これは無償化する予算でよいかということをお伺いしたいです。併せて対象

となる日数ですとか、喫食児童生徒数など予算の内訳を伺いたいと思います。併せて来年度以降、この給食費の無償化を継続する考えはあるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

3学期の保護者負担分をみるということで無償化することになります。対象となる日数は、3学期の50日です。小学校児童104人、1食130円で67万6千円になります。中学校生徒49人、1食150円で36万7,500円です。合計104万3,500円となります。来年度以降、給食費無償化を継続する考えはあるかにつきましては、児童生徒の1食については、以前から半額助成の基本的な方針に変わりありませんが、引き続き、国の動向を見ながら、対応してまいりたいと思います。

議長（加藤彰男君）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。

討論ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。反対の立場で討論いたします。私は、まず本予算案に含まれております小中学校給食費の保護者負担の来年1月から3月分を無償化する104万4千円の予算について心から歓迎するものです。本当によかったと思っております。先日、議会で小中学校を視察させていただいた際に、私たち議員も子供たちと同じ給食を試食させていただきました。教育長からお話を伺いますと、地産地消にこだわっておられること。また小食の子に無理に食べさせないようにすること。さらに、家庭で十分に食事をとれていない子供さんには、たくさん食べられるようにと配慮していると話されました。本当に物価高の中、家計の打撃というのは深刻なものと考えております。私は、町が再三繰り返しておられますように、給食費を一部保護者負担とすることで、保護者への感謝の気持ちを育むという、お気持ちは伺ってはおりますけれども、しかし私は全ての子供が保護者の負担を心配することなく、温かくておいしい東栄町の給食を安心して食べられるようにしていただきたい。今後も、この学校給食の無償化について継続していただきたいと考えるものです。ただ、この議案について反対したい理由が二つございます。1点目は、今回の条例案で提案されておりますように、この補正予算案は、町長、議員のボーナスの増額を含むものとするためです。町長及び議員のボーナスの増額は、町民皆さんの納得を得られないと考えますので、これに反対いたします。そして、もう一つの理由は、自治体

が任意にその用途を決定できる国の重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分 1,781 万 6 千円の用途に関して、東栄町が今回課税対象世帯だけに商品券 1 万円を送付する 900 万 9 千円の事業費を計上していることです。この点で認められないということを申し上げたいと思います。今回の国の交付金は、国が行う非課税世帯への 7 万円の給付金とは別に、非課税世帯を含んだ全ての町民、事業者を支援するための財源であると私自身は理解しております。送付対象を課税世帯にのみ絞ったという町長の経済対策は、私にとっては公平公正なものではないと思います。7 万円の給付を実行するのは国でありますので、町独自としては、非課税世帯に対して何らの支援も行わないということになるからです。私は、国の交付金の使い道、東栄町が独自に行う経済対策は、全町民に効果が行き渡るものであるべきだと考えています。例えば愛知県東郷町では、今年 7 月全町民に 5,000 円の商品券を送付しました。また大阪府和泉市では、今年 9 月市民 1 人当たり 2,500 円のお買物割引チケットを送付しております。非課税世帯には送らない、そういったことを選ばない自治体もあるということを御紹介したいと思います。内閣府地方創生推進室の資料を見ましても交付金の使い方として、非課税世帯を除外するように求めているものではありません。新型コロナの臨時交付金からたくさんの国費で交付金が東栄町に入っていました。町がこれまで実施してきた独自の事業を振り返ったときに、例えばプレミアム付き商品券であります。これは経済力の多寡によって購入できる金額が変わるものです。経済力がない方はたくさん買えません。また現在はスマートフォンを持っていない方は買えないということになっています。さらに、65 歳以上の高齢者への商品券の送付もありました。しかし他の世代の生活困窮者を排除するものになったと私は思っています。また今回のように、課税世帯にのみ商品券を贈るということも重なって、私は低所得者への支援に対して東栄町が後ろ向きであるという印象を受けております。一つ一つの事業を積み重ねた結果、私は村上町政を公平性を欠いた低所得者に冷たい町だと、そういったふうに評価せざるを得ないと思います。愛知県内で最も住民の所得が低い東栄町でありますので、課税世帯と同様に非課税世帯についても、ぜひ支援を広げていただきたい。そのように申し上げまして、反対討論いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論ありました。賛成討論ありませんか。

村本議員。

7 番（村本敏美君）

ただいま浅尾議員が言われてましたが、非課税世帯にも約 510 世帯に 7 万円の給付、課税世帯に対する商品券の 909 万。それから給食費の 3 学期分の免除、これは広く町民の皆さんに国からきた交付金が分配というかと与えられているというふうに私は理解しておりますので、本案に賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

討論がありましたので、起立により採決を行います。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着席ください。起立6名。賛成多数です。

議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第73号の質疑に入ります。

歳入歳出全般、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第73号は原案どおり可決されました。

次に議案第74号の質疑に入ります。

歳入歳出全般、質疑ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

議案第74号、診療所特別会計補正予算第1号についてのお尋ねでございます。補正予算説明書の48ページ、1款1項1目は1,755万8千円の大幅な減額、人件費の大幅な減額とこのことであります。先ほどの一般会計のほうの答弁で退職の事由があったということは御答弁いただいたんですけれども、人数がとても多かったと印象を持ちました。その方々は、なぜ退職されたのか。それぞれの自己都合退職、またはあるとすれば勧奨退職あるいは定年退職、そういった退職の理由を教えてください。

議長（加藤彰男君）

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

退職の理由につきましては、すべて自己都合退職でございます。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

すべて自己都合退職ということで、診療所の中でこれほどの退職が起こっているというのは私はちょっと驚きました。何名とおっしゃいましたかね、正規の看護師が1名、事務

が1名で会計年度の事務が2人ということで、合わせて5名もの方が自己都合退職している。これ深刻な事態ではないでしょうか。どのような原因があると考えていますか。

議長（加藤彰男君）

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

自己都合退職ですので、私から申し上げることはございません。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

原因について、真剣に考えることなしに今後の退職、歯止めがかかるのでしょうか。ぜひ職員の皆さんの働き方について、議会についても改善しているというようなことを今後御報告いただきたいと思います。もう1点お尋ねしたいのは、48ページの中の特殊勤務手当でございます。266万6千円の大幅な減額となっていますが、この手当の種類ごとの内訳、金額の内訳を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

特殊勤務手当の内訳ですけど、マイナスの266万6千円の減額となります。内訳につきましては、診療手当72万6千円、防疫作業手当120万、待機手当54万となっております。

議長（加藤彰男君）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案74号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号の質疑に入ります。収益的収入及び支出8ページ9ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 75 号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 76 号の質疑に入ります。

収益的収入及び支出、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。次に本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 76 号の件を採決します。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号の質疑に入ります。収益的収入及び支出、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。次に本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 77 号の件を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、請願第 1 号「東栄診療所の安全対策及びバリアフリー化を求める請願について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

2 番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。私はこの請願第1号 東栄診療所の安全対策及びバリアフリー化を求める請願について、先日の委員会でも討論したように、趣旨採択及び請願内容の全項目を採択することに反対の立場で討論し、請願項目の一部の採択を求めて討論をします。この請願は、東栄診療所を誰もが安全に快適に利用でき、より一層町民や利用者に愛される医療施設にするため、請願事項を3項目提出したものです。この三つの請願事項について、まず一つ目の診療所から東栄薬局までの通路に照明を設置することについてですが、暗くなってから実際に現地に行ってみましたが、東栄薬局に続くスロープのあたりは、明るさが足りないと感じました。診療所が移転した当初は不慣れなこともあり、診療の終了時間が午後6時ぐらいいまでかかることがあったそうですが、今ではそこまで遅くなることはなくなったと聞きました。しかし、そうは言っても最悪は想定しておくべきだと思います。問題を解決するため、請願では通路への照明の設置を求めています。照明を設置しないで、懐中電灯を貸し出すことでもよいのではないかと考えましたが、これは患者さん、診療所の職員さんの両方に負担がかかるわけですし、盗難や紛失、また破損の恐れがないわけではありません。通路に照明を設けて安全な明るさが確保できたなら、この陳情のこの事項は解決ができます。今では、防水かつソーラー充電で非常に明るく、長時間点灯する安価な照明も販売しております。ついては、この請願の一つ目の事項は、請願の採択の基準とされている願意の妥当性や実現の可能性などから考えても採択をしていいと判断をします。次に請願事項の二つ目の診療所入り口及び駐車場の段差を解消すること。これについてですが、この段差の解消は、先日の委員会で紹介議員から、その全てが解消できるのがよいが、せめて診療所の入り口や薬局への降り口、バス停のところなど通路として活用する主要なところは段差の解消をお願いしたいとの発言であったと理解をしています。私が現地を確認したところだと、確かに支障がありそうだなと思われる段差も中にはありました。ただ、この診療所というか、ひだまりプラザという施設全体が建築され運用が開始されているということから、法令や条例、その他の決まり事などはクリアができているということだと考えられます。愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例の段差の取扱いについては、国土交通省のバリアフリー法建築設計標準を参考にしながら、段が2センチ以下でかつ面取り確保がしていると伺いました。なおインターネットで検索をしていると車道と通路を分けるこの少しの段差は、視覚に障害がある方が、車道と歩道区別するためのものだということが載っているページも見かけます。また診療所をお願いをして、車椅子を利用している診療に来る方の1か月の人数と、そのうち単独で来る方的人数を確認したところ統計しているわけではなく、また、あるひと月のところを見てもらっただけなので正確ではないと思いますが、1か月に約50人の車椅子利用者がみえていて、皆さんが1人で来ることなく、付添いの方と聞いているそうでした。そうしたことから考えると請願事項の段差の解消は、今すぐということではなく、今後敷地の通路の改修に合わせて解消するとか、何か使えるような補助金などが発表されたときに解消するとかでもいいのではないかと考えました。以上から、請願事項の二つ目については採択でよいのではないかと考えます。なお請願の内容自体を修正することはできませんので、参考程度というか関係法令等を確認したわけでもありませんが、私の考える代替案としては、いまバスの停

留所として利用している部分、ここの部分の一部または全部を車椅子利用者などの専用駐車場として準備したらどうかというものです。たまたま診療所に行った際に、バスを見かけたのですが、乗客がいない場合は停留所にとまることなく、敷地内の車道部分で停車をしていました。また、もしバスが停留所に入ったとしても、1台分ぐらいの駐車スペースは確保できる広さがあると思いますし、全部を駐車場として利用する場合でも、バスの昇降場所を移動させれば、それほど支障はないのではないかと考えます。次に請願事項の三つ目の誰もが分かりやすい所在地、診療所の案内表示を設置することですが、この前段に記載されている国道沿いなどへの看板の設置ですが、最近ではナビを使つての移動が主流ですので、そこまでの必要性は感じません。どちらかというとナビなどを利用して、診療場付近の道路まで来たときに、ひだまりプラザと大きく書かれた看板を見て、診療所と判断するかが疑問です。おそらく1度は通り過ぎるのではないかなと思います。請願事項の三つ目の後段の診療科目の明記については、作業的にも費用的にも課題となるようなことは考えられないので、すぐにでも取り組めばいいと思います。また先ほども言ったとおり請願の修正はできませんが、例えば診療室ごとに色を決めて、待合までの通路に色のテープを張ることで、色を指示すれば診療室に行けるようにすることでもいいのかと感じました。話が少しずれましたが、この三つ目の請願事項の前段の国道沿いの看板については不採択。後段の診療科目の明記については採択でいいと判断をしますが、この一つの請願事項を分けることはできませんので、結果、三つ目の請願事項は不採択で良いかと考えます。最後に委員会で出された趣旨採択についてですが、文献によりその記述に多少の違いはありますが、趣旨採択とは、議会として請願の願意については十分理解できるが、自治体の財政状況等から、当分の間は願意の実現が不可能な場合などに趣旨には賛成ですという意味で、議決することと書かれています。今回は、すぐにでも実現できる請願事項も含まれていますので、その部分だけでも採択することが、請願者の願意に沿うことになるかと判断をします。以上から、私は請願事項の一つ目のみを採択する一部採択とすることが良いと判断するため、趣旨採択や全部の事項についての採択には反対をします。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

私は、趣旨採択と判断し話させていただきます。請願陳情は町民の方の意見や要望を町政に反映させるための大切な制度となっております。今回の請願事項について、僕自身だけでなく、自分の仲間や電気屋にも協力していただき、現地で何回か検証し、その基準がどうなのかなど調べてきました。またその不安や危険を解消することが目的なわけであり、ハードな部分ではなくソフトな部分、まずはお金をかけないことで素早く対応できるか、改善できるか考えていました。このようなことを言うと、病院訪れる高齢の方や視力の弱い方、足の不自由な方をないがしろにしていると思われるかもしれませんが、決してそうではなく、11月19日の中日新聞の記事の内容、常任委員会の時に岡田委員長も言われたと

おり、東栄町の空気という題名で、内容は挨拶は昔からの習慣、自然の空気みたいなものですということで、さらに東栄町は心根が優しいと好感度のバロメーターが振り切れたと書かれておりました。東栄町のこのような貴重な財産があるからこそ診療所の対応も素晴らしいと思っております。また地域福祉計画の基本理念、誘われ、頼まれ、私の一歩が優しい輪を広げるです。このような理念に基づいて、例えば1番 照明の設置についてもスタッフがライトを持っていき、付き添ったらどうだろうか。暗い時期も限られておると思います。2番 段差の解消についても、スタッフが見かけたら素早い対応されていて、さらに予約時も確認されているということです。3番 案内表示も受付でスタッフが案内し付き添っているということもあります。また改善についても、1については予定であると伺っております。まず順番に工夫し、その後改善すべきと思っております。今回、町民の方の要望を酌み取られた請願について、いろいろ考えさせられました。町民の要望をきちんと捉えて検証し対応していく姿勢こそ大事で最初から施設もパーフェクトというものはないと思いますし、皆さんの意見を取り入れながら少しずつでも、さらに診療所がよくなっていったほしいと思っています。以上です。

議長（加藤彰男君）

賛成者の討論ありませんか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東診療所の安全対策及びバリアフリー化を求める請願、紹介議員の1人として賛成の立場で討論いたします。この請願の趣旨は、東栄診療所を誰もが安全・快適に利用でき、より一層町民や利用者に愛される医療施設にするため、以下の対策を講じることを町に働きかけてほしいといったものであります。まさにこの請願の採択されることが、町にこの3点の要望、3点の請願項目の実現を求めるものでございます。請願事項の3点ございますが、一つ目は、診療所から東栄薬局までの通路に照明を設置すること。二つ目は、診療所入り口及び駐車場の段差を解消すること。三つ目は、誰もが分かりやすい所在地、診療科の案内表示を設置することです。どれも他の市町村では、当たり前に行われているやさやかな願いであります。請願の代表者である高山みさ子さんは、委員会でも御紹介しましたが、この段差に困っている方、例えば車椅子を利用する方についてこのように述べています。高齢者の方、半身麻痺の方、けがをされた方、目の不自由な方、心臓病の方など幅広い方がお困りになるといいます。私はこの請願について、日常的に車椅子を使っていない者が、その車椅子を使っていない者の基準で考えてはいけなと自戒したところです。例えば、介助者がいるから段差を解消しなくてもいい。そうでしょうか。でしたら御自身で車椅子を移動している介助者のいない方は不利益をこうむってもよいということになるのではないのでしょうか。私は誰もが年を取り、体が衰えていく人間でありますから、子供から高齢者まで、障害をお持ちの方も、そうでない方も、自由に安全に利用できる診療所に改善していく努力こそ、今求められている

と思います。私は、議会の皆さんと一緒に 11 月 28 日診療所を視察してまいりましたが、診療場入り口の歩道の段差を車椅子で乗り越えることは 40 歳の私でも非常に難しかったです。全力でグッと押し上げることです。車椅子の扱いに慣れている方だったら介助して段差を乗り越えるということもできるという方がおられることは承知していますけれども、皆さんが車椅子の扱いに精通しているわけではありません。私は、車椅子を押してくれる介助者がいなかったら、また介助する方が高齢の家族だったら、車椅子の扱いに精通した方でなかったら、また杖をついた高齢の方が、段差を乗り越えるにはどう思うか。またその方々が、雨が降っていても、風が吹いていても、真っ暗な中でも、それができると言えないと思います。それらの条件が重なることで、さらに診療所への通院が困難になると思いました。照明のない暗い道を薬局まで往復することに患者さんと御家族の皆さんが不安を抱えています。私たち議会で視察を行っているとき、たまたま通りかかった杖をついた高齢の女性は、眼科の帰りだと言います。眼科は 20 人待ち。終わるのは 5 時過ぎる。明かりをつけてほしいと話していました。灯がなくても困らないという方おられるのも理解できます。しかし、困らない方がいるからといって困る方がいるということを否定できないんじゃないでしょうか。現にお困りの方がおられるわけです。私のもとには、介助者なしで自ら車椅子を移動させている車椅子利用者の方から、お声が届いております。診療所の段差、それほど大きくありません。そのために乗り越えられそうに見えてしまう。ですから、急いでいたときに正面から診療所に入ろうとして、前輪をとられて横転しそうになったんだとおっしゃいます。また 90 歳代の母親を介護する町民は、診療所の入り口で、母親もその友人もつまずきそうになったと。誰かがケガしてからでは遅いとおっしゃいます。80 歳代の比較的元気な女性でも、駐車場で 2 度つまずいたと言っています。御近所の高齢者を頼まれて診療所まで送っていった町民の方は、慣れない車椅子を診療所から借りて、段差の上に患者さんを押すのに本当に苦労したと言っておられます。そして私は、ある車椅子の利用者の方から他の病院では一度も困ったことがないと言われたことに驚きまして、請願にあたって、近隣自治体が運営する公立病院、診療所や J A 愛知厚生連の渥美病院など主要な医療機関の現状を調査いたしました。すると豊橋市民病院、豊川市民病院、蒲郡市民病院、渥美病院、新城市民病院、作手診療所、つぐ診療所、豊根診療所など全て入り口でも駐車場でも段差のないバリアフリーが当たり前になっていることが分かったんです。私は、実際に豊橋、豊川、新城、渥美病院訪問して確認しました。豊川市民では、すべての段差を徹底的になくしており、病院の入り口に僅かな傾斜が残されているのみでした。目の見えない方のために点字ブロックも徹底しています。こういった中で、目の見えない方のために段差が必要なのだということを、他の医療機関ではそんな方針をとっていないということを御紹介したいと思います。新城市民病院でも車道と歩道の段差は僅か 3 ミリ程度に抑えていました。高齢の患者を車椅子に乗せる際には、入り口まで看護師が出てきて、スムーズに迎え入れていくという対応を目にしました。渥美病院では、病院入り口前の歩道に 10 センチ程度の段差があります。しかし、遠くから見ても分かるようにスロープが設置されておりますので、車椅子の乗り入れが容易になっています。平成 3 年開設の作手診療所の段差にはスロープを設けています。豊根村にお話を伺いますと、豊

根診療所では車椅子での通院を容易にするために、診療所入り口をなだらかな坂にする改修工事を数年前に行っていたことが分かりました。これら8つの医療機関のうち、東栄町のように面取りした段差を設置している例、駐車場内に歩道を設けて島のように盛り上げている例は一つもありませんでした。他の医療機関は、面取りした段差であればよいではなく、全面的にフラットな、また、なだらかな斜面にすることで、バリアフリーを実現しています。新築されたばかりの診療所は、残念ながら段差に囲まれております。町も、また委員会の中で、議員の皆様が述べたように県条例に適合しており、改修は考えていないという町の見解について、法や条例をクリアしているから問題ないとする御意見が多数出されました。しかし、多くの病院では、段差があつていいんだっていうことではないんですね、徹底してなくしていく、そういう時代に入っているわけです。そして、愛知県の条例、私見てきました。県条例の施行規則の17条でありますけれども、御紹介したいと思います。こちらは、人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の第17条でございますけれども、診療所などの特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口について、こう書いています。幅員何メートルそういったことを書かれていまして、2点目段を設けないこと。このように県条例改は書いています。段を設けないことが、まず大前提であるんです。そして、国土交通省がバリアフリー法に基づいて、建築設計標準で定めている段差の解消方法は、2センチ以下の擦りつけであります。擦り付けというのは、段差を平らな斜面でならず。それによって段差がなくなるという工事でありますけれども、その擦り付けを例として示しております。愛知県は2センチ以下の面取りをした段差についても認めているということですが、これはあくまで段差を設けないことという前提の上での例外にすぎません。そしてこの点について、愛知県は条例でも施行規則でも、どこにも明文化していません。内規でやっている。そういう御返事をいただいておりますが、県の方に伺いますとフラットな方がいい。段差はない方がいい。そのようにおっしゃいます。どうか段差に固執せずにつくってしまったからといって、終わりにしないでより良い、皆さんが困らない施設に改修していくということを考えていきたいと思っております。そして、何といたしましても国のバリアフリー法の目的ですね。お年寄りや障害をお持ちの方でも、子供も妊娠中の方もみんなが利用しやすい建築物にしていきたいと思います。共生社会の実現を目指して国もいま施策を進めておりますが、パラリンピック東京大会を契機として共生社会を進めると、また社会的障壁の除去を明確化したと国は述べております。社会的障壁の除去とは、障害者差別解消法の第1条に述べております。その法が、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現、また行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとしております。まさにこの通りではないでしょうか。車椅子の方でも、お年寄りでも利用できるように、利用しやすくするように、そういった心が、いま東栄町に求められております。行政が動かないならば、まさに議会の出番だと思います。議会と議員の役割は、当事者の声に耳を傾けることです。誰かが困らないと言っても、ほかの誰かが困らない証拠にはなりません。

実際に町民の皆さんは大変困っているわけです。そして東栄町が愛知県内でも高齢化が最も進んだ地域であるということ、皆様にもう一度お考えいただきたいと思います。高齢者の方は、医療支援が乏しくなったこの町で、不安の中で暮らしてみえます。そして転倒することを極めて恐れています。ある女性の方にお話を伺いました。絶対転べないと私に話してくれました。なぜ転んだらいけないのって私が聞きましたら、もしも大腿骨を骨折するなどすれば、長期に入院が必要になり、体が弱ってそのまま施設に連れて行かれてしまう。このようにおっしゃいます。住みなれた我が家で暮らすために、また御家族や御近所の方とのコミュニティー、温かなコミュニティーで暮らしたい。そのために絶対に転びたくないんだという高齢者の気持ちを皆さんどうか、その方の身になって考えていただきたいと思います。私は患者の皆さんがけがをする前に、一刻も早く改善できるよう今回の提案について、議員の皆様にご賛同いただきますように心からお願い申し上げまして賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

討論では採択方法について、それぞれ三つの意見がありました。これより、請願第1号の件を起立によりそれぞれの採決を行いますので、進めさせていただきます。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。請願は委員長の報告通り、趣旨採択に賛成の方の起立を求めます。着席ください。

続いて、一部採択、1項目の一部採択の意見がありました。

賛成の方は起立を求めます。着席ください。

請願について、採択の賛成の方の起立を求めます。着席ください。

趣旨採択4名、一部採択1名、採択2名です。

起立によって、趣旨採択、起立多数です。

請願第1号は、趣旨採択とすることと決定いたしました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第21「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出の閉会中の継続審査を決定いたしました。

----- 閉 会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

会期中の皆様の御協力に改めてお礼申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第4回東栄町議会定例会を閉会いたします。